

鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図るとともに、やむを得ず殺処分される猫を減らすことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下に同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前例第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合において

は、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日に施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

| 1 事業区分 | 2 事業実施主体 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 重要な変更 |
|------------------|-----------------|---|-------------------------------|--------------|
| 飼い主のいない猫繁殖制限対策事業 | 市町村 （鳥取市を除く） | 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う者に対し、当該手術に要する経費を補助する場合の当該補助に要する経費 | 1／2 （1頭あたり5千円を上限とする。） | 本補助金の増額を伴うもの |
| | | 不妊去勢手術を行う所有者のいない猫を捕獲するための捕獲檻を購入する経費 | 1／2 （1台あたり9千円を上限とする。） | |
| 飼い猫繁殖制限対策事業 | 公益社団法人鳥取県獣医師会 | 飼い猫の不妊去勢手術を行う飼い主に対し、当該手術に要する経費を補助する場合の当該補助に要する経費 | 定額 （メス1頭あたり4千円、オス1頭あたり2千円） | |

様式第1号（第4条関係）

鳥取県猫不妊去勢手術助成事業計画書

1 事業の計画

(1) 飼い主のいない猫繁殖制限対策事業

| | |
|-----------|--|
| 事業の名称 | |
| 事業の目的 | |
| 事業の概要 | |
| 事業を行う地域 | |
| 実施予定頭数 | オス 頭 メス 頭 |
| 捕獲檻の購入予定数 | 台 |
| 期待される効果 | |

(2) 飼い猫繁殖制限対策事業

| | |
|---------|--|
| 事業の目的 | |
| 事業の概要 | |
| 事業を行う地域 | |
| 実施予定頭数 | オス 頭 メス 頭 |

2 事業に要する経費

(1) 飼い主のいない猫繁殖制限対策事業

(単位：円)

| 事業に要する経費 | 積算基礎 | 補助対象経費 | 市町村補助予定額 | 県補助金所要額 | 備考 |
|----------|------|--------|----------|---------|----|
| | | | | | |

(2) 飼い猫繁殖制限対策事業

(単位：円)

| 事業に要する経費 | 積算基礎 | 県補助金所要額 | 備考 |
|----------|------|---------|----|
| | | | |

3 事業実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 他の補助金の活用の有無 (有・無)

5 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県猫不妊去勢手術助成事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

| 科 目 | 本年度予算額 (本年度決算額) (A) | 前年度予算額 (本年度予算額) (B) | 比 較 (A) - (B) | 備 考 |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------|-----|
| 本補助金 市町村費 自己資金 ・・・ | | | | |
| 計 | | | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 科 目 | 本年度予算額 (本年度決算額) (A) | 前年度予算額 (本年度予算額) (B) | 比 較 (A) - (B) | 備 考 |
|-----|------------------------|------------------------|------------------|-----|
| | | | | |
| 計 | | | | |

様

鳥取県知事 氏 名

〇〇年度鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

| | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金交付要綱（平成28年3月22日付第20160000245号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

鳥取県猫不妊去勢手術助成事業報告書

1 事業報告

(1) 飼い主のいない猫繁殖制限対策事業

| | |
|----------|-----------------|
| 事業実施期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 補助対象者数 | |
| 実施頭数 | オス 頭 メス 頭 |
| 購入した捕獲檻数 | 台 |
| 実施効果 | |

(2) 飼い猫繁殖制限対策事業

| | |
|------|-----------|
| 実施頭数 | オス 頭 メス 頭 |
|------|-----------|

2 事業に要した経費

(1) 飼い主のいない猫繁殖制限対策事業

(単位：円)

| 事業に要した経費 | 積算基礎 | 補助対象経費 | 市町村補助額 | 県補助金額 | 備考 |
|----------|------|--------|--------|-------|----|
| | | | | | |

(2) 飼い猫繁殖制限対策事業

(単位：円)

| 積算基礎 | 事業に要した経費 | 県補助金額 | 備考 |
|------|----------|-------|----|
| | | | |

3 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 他の補助金の活用の有無 (有・無)

5 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

年度鳥取県猫不妊去勢手術助成事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金
円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金
円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金
円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金
円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

| 区 分 | 課税仕入れ | | | | 共通対応分 | 非課税仕入れ | 合計 |
|-----------------------|-------|-------------|--------------|------|-------|--------|-----|
| | 課税仕入れ | 課税売上 対応分 | 非課税売上 対応分 | 課税売上 | | | |
| 経 費 の 内 訳 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | | | | | | | |

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法